滝沢市立一本木中学校　いじめ防止基本方針　ダイジェスト版

早期発見　　　 　　　早期対応　　　　 　 未然防止

**未然防止のために**

上司への報告

いじめ防止対策委員会

**早期発見のために**

○いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）

○道徳教育・体験活動の充実

○ＰＴＡいじめ防止の啓発活動

○生徒会によるいじめ撲滅取組み

○教職員いじめ防止研修会

○いじめ対策の学校評価

緊急会議開催(聞き取り等をもとに)

　・情報の整理

　・認知と判断(全職員でいじめのレベルの判断)

　・対応方針の確認

(1)　違和感を感じ取る

　・見えにくいサイン(隠蔽･擬態)

　・意識的、無意識的なストレス反応に気付く

　・サインに気付いたら、被害を過小評価しない

(2)　笑顔の奥の絶望を見抜く理解

　・内面の感情に思いをはせる

　・いじられキャラに注意

(3)　足でかせぐ

　・校内巡視

　・机やイスの落書き、捨てられたもの

　・トイレ付近

(4)　アンケートや面接

　・定期的な実施(生徒：学期1回、保護者：年2回)

・内容の質的向上と訴えやすい環境づくり

　・相談したいという信頼関係の構築

　・不安や悩みを抱える生徒へSNS等の相談窓口の周知

(5)　人間関係の把握

　・固定化したグループの子ども同士の関係性のアセスメント

　・複数の教職員の情報をつなぎ合わせて全体像を把握

(6)　情報収集のシステムで組織的な｢気づき｣を

　・いじめ発見のルート

(アンケート、本人の訴え、教師の発見、保護者や地域の声)

(7)　教職員の協働体制の構築

　・意識の共有

　・協同的な指導･相談体制の構築

　・役割の異なる教職員の目

　・同僚性の向上と日常的な炉辺談話

**いじめの情報**



発見の網(二重、三重に)学校感度を上げる



**１　いじめの事実確認（正確に　迅速に）**

　　個別的に、時間差無く、複数で。情報元の秘密は厳守。

（１）情報提供した子ども･保護者･教員等からの聴き取り

　　　　（２）いじめを受けている子どもからの聴き取り

　　　　　　・主観的理解と客観的事実を区別する

　　　　　　・何の行為がつらいのか、何が改善されればよいのか

　　　　　　（３）いじめをしていると思われる子どもからの聴き取り

　　　　　　　　・加害の意図の有り無しにかかわらず、事実を確認

　　　　　　　　・５Ｗ１Ｈを確認

　　　　　　　　・直近の行為から、いじめの具体を記録

　　　　　　　　（４）周囲の子ども･保護者からの聴き取り

　　　　　　　　　　・｢伝えたい｣気持ちをくみ取りながら

　　　　　　　　　　・直近の行為から、具体的に確認

　　　　　　　　　　・具体的なエピソードを確認

**２　いじめへの指導**

　　　（１）被害者への指導

　　　　　・つらさ等の感情には支持的に対応

　　　　　・毎日一緒に状況確認

　　　　　・｢加害の子どもの止めるべき具体的な行為｣を明確に

　　　　　・学習への保障

（２）加害者への指導

　　　　　　　・まずはその行為を止める

・複数の場合、一括りで指導しない

・はやし立てた生徒にもいじめであることを伝える

　　　　　　　・社会性の向上、人格の成長に主眼

　　　　　　　（３）集団への指導

　　　　　　　　　・何をしたらいじめなのかの指導

　　　　　　　　　・加害者への制裁にならないようにする

　　　　　　　　　・正義感を振りかざすだけの指導にならないように

　　　　　　　　　（４）加害生徒の保護者への対応

　　　　　　　　　　　・対面して、事実説明、協力要請、助言、記録残す

　　　　　　　　　　　（５）被害生徒の保護者への対応

　　　　　　　　　　　　　・対面して、事実説明、支援の決意・方針表明

**３　重大事態とは**

　○生徒の生命に重大な被害（自死または未遂）が生じた場合

　○身体に重大な障害を負った場合

　○金品等に重大な被害を被った場合

　○精神性の疾患を発症した場合

　○一定期間連続して欠席しているような場合、迅速に調査に着手

**いじめの定義**

「いじめ」とは、「当該生徒に対し、一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、心身の苦痛を感じている」すべての様態をさす。

いじめ防止対策推進法第４条

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

**被害者の安全確保**

**被害者の安全確保**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| レベル | 態　　　様 | 具体的手段等 |
| Ａ | 子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル→**潜在的段階** | ・けんか・いじわる・○○ごっこなどの遊び |
| Ｂ | 教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル　　　　　　　　　　→**兆候段階** | ・無視・仲間はずれ・悪口・嫌がらせ |
| Ｃ | 教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル　　　　→**一般化段階** | ・物かくし・仲間はずれ・暴力的な扱い・強要 |
| Ｄ | 行為が悪質であり、重大事案となりうるレベル→**無秩序段階** | ・暴行・脅迫・使いパシリ |

**いじめの指導レベルについて**

**いじめを生まない集団（学級）づくりにために**

**いじめを生まない集団づくりのために**

～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～

○生徒総会でのいじめ防止についての話合い

○学級いじめ防止宣言の作成

○校内いじめ防止標語、ポスターコンクール

○人権作文発表会

○縦割り遊び集会、スポーツ大会、合唱コンクール

○特別支援学級・学校の子どもとのふれあい活動

○一人ひとりに自己存在感を与える（居場所づくり）

　・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感

　・学級が安心できる居場所になること

・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること

○共感的な人間関係を育成すること（絆づくり）

　・認め合い、学び合い、話合いによる合意（折り合い）

　　→自己有用感、所属感、連帯感をもたせる

　・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

　　　授業をはじめとした教育活動全体で取り組む

いじめのクライシスマネジメント

「さ」最悪を想定し

「し」慎重に

「す」素早く

「せ」誠意を持って

「そ」組織的対応

**組織としての対応**